

第 90 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月7日

大分県大分市王子中町4番10号  
株 式 会 社 豊 和 銀 行  
取 締 役 頭 取 椰 原 憲 治

中間貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	45,063	預 金	460,339
買 入 金 銭 債 権	8	借 用 金	349
商 品 有 価 証 券	71	外 国 為 替	0
有 価 証 券	95,061	社 債	7,000
貸 出 金	360,593	そ の 他 負 債	2,092
外 国 為 替	74	賞 与 引 当 金	106
そ の 他 資 産	2,823	退 職 給 付 引 当 金	420
有 形 固 定 資 産	8,918	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,280
無 形 固 定 資 産	192	支 払 承 諾	2,594
繰 延 税 金 資 産	1,904	負 債 の 部 合 計	474,184
支 払 承 諾 見 返	2,594	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△28,507	資 本 金	12,495
		資 本 剰 余 金	1,350
		資 本 準 備 金	1,350
		利 益 剰 余 金	427
		そ の 他 利 益 剰 余 金	427
		繰 越 利 益 剰 余 金	427
		自 己 株 式	△65
		株 主 資 本 合 計	14,208
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,279
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,686
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	407
		純 資 産 の 部 合 計	14,615
資産の部合計	488,799	負債及び純資産の部合計	488,799

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 39年～47年

動 産 4年～6年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ0百万円減少しております。

また、当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ8百万円減少しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7. 株式交付費は、その他資産に計上し、3年で定額法により償却しております。

8. 社債発行費は、その他資産に計上し、3年間の均等償却を行っております。

9. 外貨建資産及び負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間（算定期間については将来の予想損失を勘案し9月末及び3月末を基準日とする5算定期間）における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,407百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

13. その他の引当金は将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積ることができる金額を計上しております。内容は次のとおりです。

・預金払戻損失引当金

預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の払戻請求に基づく支払に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

（会計方針の変更）

従来、一定の要件を満たす預金については、負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以降開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は17百万円増加し、経常利益は同額減少しております。また、特別損失は79百万円増加し、税引前中間純利益は96百万円減少しております。

14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

16. 関係会社の株式総額 22百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 6,077百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額 538百万円

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,614百万円、延滞債権額は31,802百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は317百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延

している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 7,433 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 50,168 百万円であります。

なお、19.から 22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,190 百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	23,618 百万円
	預け金	3 百万円
担保資産に対応する債務	預金	811 百万円

上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金 62 百万円、有価証券 14,218 百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は 1,027 百万円であります。

25. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,213 百万円

26. 社債は、劣後特約付社債であります。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 200 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ 100 百万円減少します。

28. 1 株当たりの純資産額 △57 円 11 銭

なお、一株当たりの純資産額の計算においては、純資産額から優先株式の発行金額 18,000 百万円を控除しております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下 30.まで同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国 債	16,501	16,797	295
合 計	16,501	16,797	295

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	6,845	6,386	△458
債 券	55,324	54,739	△584
国 債	28,396	27,978	△417
地 方 債	7,335	7,307	△28
社 債	19,592	19,454	△138
そ の 他	16,064	15,828	△236
合 計	78,234	76,954	△1,279

なお、上記の評価差額を「その他有価証券評価差額金」にしております。

当中間会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について 130 百万円減損処理を行っております。なお、時価のある株式の減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ、50%超下落した場合には全て減損処理を行い、30%から 50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

30. 時価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	22 百万円
その他有価証券	
非上場株式	1,029 百万円
社債	200 百万円
その他証券	353 百万円

当中間会計期間において、その他有価証券で時価のない株式について 141 百万円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、当該株式の発行会社の財務状況から算出した当該株式の期末における実質価額が取得原価に比べ、50%超下落した場合には全て減損処理を行い、30%から 50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

31. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

該当ありません。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、15,886百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	9,264 百万円
減価償却超過額	184 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	176 百万円
有価証券償却否認	430 百万円
税務上の繰越欠損金	3,909 百万円
その他	412 百万円
繰延税金資産小計	14,377 百万円
評価性引当額	△12,473 百万円
繰延税金資産合計	1,904 百万円

33. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

34. 国内基準に係る単体自己資本比率 6.85%

中間損益計算書

平成19年 4月 1日から  
平成19年 9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		6,712
資金運用収益	5,625	
(うち貸出金利息)	( 4,678 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 805 )	
役務取引等収益	825	
その他業務収益	194	
その他経常収益	67	
経 常 費 用		6,170
資金調達費用	731	
(うち預金利息)	( 632 )	
役務取引等費用	527	
その他業務費用	176	
営業経費	3,117	
その他経常費用	1,617	
経 常 利 益		542
特 別 利 益		4
特 別 損 失		102
税引前中間純利益		444
法人税、住民税及び事業税		16
法人税等調整額		—
中 間 純 利 益		427

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 7円22銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 2円19銭

4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,272 百万円、株式等償却 272 百万円、預金払戻損失引当金繰入額 17 百万円を含んでおります。

5. 当中間会計期間において、以下の資産について地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 18 百万円を特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失
大分県内	営業用店舗 1 物件	建物	18 百万円
合計			18 百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位を基本とし、エリア制を導入している地域については母店と衛星店を合わせたエリア単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価基準等により評価しております。

(資産のグルーピングの方法の変更)

従来、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としておりました。金融機能強化のための特別措置に関する法律第 4 条に基づき策定した「経営強化計画」により、平成 18 年 10 月より営業店をフルバンキング機能を有する「母店」と窓口業務に特化した「衛星店」に移行するエリア制を一部地域に導入し、エリア制を導入している地域については管理会計の単位を母店と衛星店を合わせたエリア単位としております。これに伴い、資産のグルーピングの単位を変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響はありません。

6. 特別損失には、過年度預金払戻損失引当金繰入額 79 百万円を含んでおります。



# 第 90 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月7日

大分県大分市王子中町4番10号  
株式会社豊和銀行  
取締役頭取 榑原 憲治

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 1社

主要な会社名

株式会社ほうわバンクカード

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 1社

中間連結貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	45,063	預 金	460,303
買入金銭債権	8	借 用 金	349
商品有価証券	71	外 国 為 替	0
有 価 証 券	95,419	社 債	7,000
貸 出 金	360,352	そ の 他 負 債	2,283
外 国 為 替	74	賞 与 引 当 金	107
そ の 他 資 産	3,175	退 職 給 付 引 当 金	420
有 形 固 定 資 産	8,927	再評価に係る繰延税金負債	1,280
無 形 固 定 資 産	193	支 払 承 諾	2,594
繰 延 税 金 資 産	1,953	負債の部合計	474,339
支 払 承 諾 見 返	2,594	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△28,683	資 本 金	12,495
		資 本 剰 余 金	1,350
		利 益 剰 余 金	507
		自 己 株 式	△65
		株 主 資 本 合 計	14,288
		その他有価証券評価差額金	△1,279
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,686
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	407
		少 数 株 主 持 分	115
		純資産の部合計	14,811
資産の部合計	489,151	負債及び純資産の部合計	489,151

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 39年～47年

動 産 4年～6年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ0百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ8百万円減少しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

7. 株式交付費は、その他資産に計上し、3年で定額法により償却しております。

8. 社債発行費は、その他資産に計上し、3年間の均等償却を行っております。

9. 外貨建資産及び負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間（算定期間については将来の予想損失を勘案し9月末及び3月末を基準日とする5算定期間）における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,407百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

13. その他の引当金は将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積ることができる金額を計上しております。内容は次のとおりです。

・預金払戻損失引当金

預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の払戻請求に基づく支払に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

（会計方針の変更）

従来、一定の要件を満たす預金については、負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以降開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は17百万円増加し、経常利益は同額減少しております。また、特別損失は79百万円増加し、税金等調整前中間純利益は96百万円減少しております。

14. 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 6,093百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 538百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,701百万円、延滞債権額は31,879百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施

行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権は317百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,499百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は50,398百万円であります。

なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,190百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	23,618百万円
	預け金	3百万円
担保資産に対応する債務	預金	811百万円

上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金62百万円、有価証券14,218百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は1,027百万円であります。

24. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,213百万円

25. 社債は、劣後特約付社債であります。

26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は200百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ 100 百万円減少します。

27. 1株当たりの純資産額 △55円75銭

なお、一株当たりの純資産額の計算においては、純資産額から優先株式の発行金額 18,000 百万円を控除しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下 29.まで同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国 債	16,501	16,797	295
合 計	16,501	16,797	295

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	6,845	6,386	△458
債 券	55,324	54,739	△584
国 債	28,396	27,978	△417
地 方 債	7,335	7,307	△28
社 債	19,592	19,454	△138
そ の 他	16,064	15,828	△236
合 計	78,234	76,954	△1,279

なお、上記の評価差額を「その他有価証券評価差額金」にしております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について 130 百万円減損処理を行っております。なお、時価のある株式の減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ、50%超下落した場合には全て減損処理を行い、30%から 50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

29. 時価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	1,409 百万円
社債	200 百万円
その他証券	353 百万円

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のない株式について 141 百万円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、当該株式の発行会社の財務状況から算出した当該株式の期末における実質価額が取得原価に比べ、50%超下落した場合には全て

減損処理を行い、30%から 50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

30. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

該当ありません。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、23,479百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

33. 国内基準に係る連結自己資本比率 6.95%

中間連結損益計算書

平成19年 4月 1日から  
平成19年 9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		6,870
資金運用収益	5,712	
(うち貸出金利息)	( 4,760 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 810 )	
役務取引等収益	887	
その他業務収益	202	
その他経常収益	67	
経 常 費 用		6,318
資金調達費用	732	
(うち預金利息)	( 632 )	
役務取引等費用	527	
その他業務費用	255	
営業経費	3,123	
その他経常費用	1,680	
経 常 利 益		551
特 別 利 益		4
特 別 損 失		102
税金等調整前中間純利益		453
法人税、住民税及び事業税		31
法人税等調整額		△9
少数株主利益		2
中 間 純 利 益		428



注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 7円23銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 2円20銭

4. 「その他経常費用」には、貸出金償却23百万円、貸倒引当金繰入額1,291百万円、株式等償却272百万円、債権売却損16百万円、預金払戻損失引当金繰入額17百万円を含んでおります。

5. 当中間連結会計期間において、以下の資産について地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額18百万円を特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失
大分県内	営業用店舗1物件	建物	18百万円
合計			18百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位を基本とし、エリア制を導入している地域については母店と衛星店を合わせたエリア単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価基準等により評価しております。

(資産のグルーピングの方法の変更)

従来、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としておりました。金融機能強化のための特別措置に関する法律第4条に基づき策定した「経営強化計画」により、平成18年10月より営業店をフルバンキング機能を有する「母店」と窓口業務に特化した「衛星店」に移行するエリア制を一部地域に導入し、エリア制を導入している地域については管理会計の単位を母店と衛星店を合わせたエリア単位としております。これに伴い、資産のグルーピングの単位を変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響はありません。

6. 特別損失には、過年度預金払戻損失引当金繰入額79百万円を含んでおります。